

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	桂川町	国調人口 (H17. 10. 1現在)	14, 535
構成団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	114

注 1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0. 37 (H18)	標準財政規模 (百万円)	3, 477 (H17)
実質公債費比率 (%)	15. 3 (H18)	地方債現在高 (百万円)	7, 153 (H18)
経常収支比率 (%)	99. 8 (H17)	うち普通会計債現在高 (百万円)	6, 594 (H18)
実質収支比率 (%)	4. 5 (H17)	うち公営企業債現在高 (百万円)	559 (H18)
		積立金現在高 (百万円)	2, 195 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数 1. 0 以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	桂川町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	桂川町第4次行政改革大綱（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	広報及びホームページで公表。議会には常任委員会にて説明。
基本方針	今日、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況にある中、より一層の簡素で効率的な行財政運営が求められている。本町は従来、公共施設の整備に当たって、その財源の多くを地方債に依存していたため、地方債借入残高及びその返済額は多額なものとなっている。ここ数年の本町の予算編成においては、地方交付税の削減等もあり、一般財源の大幅な不足が生じている。従来型の事業展開はもはや不可能であり、今後は一つひとつの事務・事業について十分点検・評価し、聖域のない改善、廃止を進めていき、行政体質を根本から見直していく考えである。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5年とすること。

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		3	2	4
	補償金免除額		0.1	0.1	0.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		254	4	257
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債	公営住宅建設事業債		2,569	1,559	4,128
小 計 (A)			2,569	1,559	4,128
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)			2,569	1,559	4,128

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会 計 債	義務教育施設整備事業債			3,660	3,660
	一般単独事業債		253,668		253,668
小 計 (A)			253,668	3,660	257,328
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)			253,668	3,660	257,328

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会 計 債					
小 計 (A)					
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成17年度決算で99.8%と、前年度より若干改善を見せたものの、依然として著しく硬直化している状態である。これは、従来から、投資的事業の実施に当たって、その財源の多くを地方債に依存してきたため、地方債借入残高及びその返済額が多額なものとなっていることが主な要因である。平成14年度にピークを過ぎたものの、平成17年度決算における公債費負担比率が19.9%で、類似団体を6.3ポイント上回り、財政運営上で警戒ラインとされている15%を遥かに超え、危険ラインとされている20%に極めて近い比率となっている。今後、長期的視野に立った財政運営を行う必要がある。</p> <p>また、本町には、核となる主要産業がないため、平成18年度の財政力指数（3ヶ年平均）が0.37と脆弱で、類似団体に比べて0.21ポイントも低い。ここ4年間向上はしているが、その主な要因は、基準財政需要額の縮減によるものであり、今後の財政運営も、地方交付税の動向に大きく左右されることが予想される。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 公債費負担の健全化</p> <p>上記「財務上の特徴」で既に述べたが、平成17年度の義務的経費の決算額構成比が、類似団体に比べて9.1ポイント高く、その大きな要因が公債費（6.2ポイント）であり、財政構造を硬直化させている。</p>
	<p>課 題 ② 人件費の削減</p> <p>平成17年度決算額構成比は、類似団体より0.8ポイント低く、人口1,000人当たりの職員数も、類似団体より1.8人少ないが、本町の財政構造や財政力を勘案すると、更なる削減は余儀ない。</p>
	<p>課 題 ③ 税収入の確保</p> <p>平成17年度の現年分普通税の徴収率は97.3%であるが、町税の滞納額は154,629千円と、前年度より2,648千円増額している。本町を含む筑豊地域は、産業基盤が脆弱であるため就業機会に恵まれず、概して低所得者が多く、今後、地方分権により、地方税の比率が高まれば、さらに滞納額が増額することが予想される。</p>
	<p>課 題 ④ 投資的経費の抑制</p> <p>平成17年度決算額構成比は、類似団体より7.4ポイント低いですが、本町の財政状況を考えると、従来型の事業展開は不可能である。ただ、投資的事業の財源には、世代間負担の公平等も考慮すると、やはり起債を充てざるを得ないので、費用対効果も含めて、緊急度の高い事業から重点配分することで、投資的経費の総額を抑制する必要がある。</p>
	<p>課 題 ⑤ 土地開発公社の解散</p> <p>本町の土地開発公社については、健全運営されているが、その存在意義と事務負担が比例しない現状にあることから、全国的な流れに即し、行政改革の一環として、解散に向けて準備を進める。</p>
留意事項	<p>本町の高齢化率は年々上昇しており、平成17年10月1日現在で22.9%となっている。全国平均と比べて3ポイント程度高い数値となっており、これに関連して扶助費が増加し、平成17年度決算額構成比が類似団体と比べて3.8ポイント高い比率になっている。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前々年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
地方税	1,048	973	1,016	1,021	1,011	1,138	1,167	1,090	1,090	1,090
地方譲与税	263	273	326	326	366	259	232	233	233	233
地方特例交付金	39	39	37	35	28	9	15	20	17	17
地方交付税	2,506	2,254	2,197	2,142	2,124	2,004	2,016	1,921	2,146	2,064
小計(一般財源計)	3,856	3,539	3,576	3,524	3,529	3,410	3,430	3,264	3,486	3,404
分担金・負担金	48	45	42	44	82	84	78	78	77	78
使用料・手数料	157	153	150	153	155	156	151	151	151	151
国庫支出金	580	557	419	368	443	338	435	577	341	363
うち普通建設事業に係るもの	151	83	8	6	5	35	36	72	38	60
都道府県支出金	310	345	333	331	300	315	303	362	303	303
うち普通建設事業に係るもの	5	19	42	32	27	18	20	20	20	20
財産収入	17	81	43	11	9	10	47	10	10	10
寄附金	1					63	1	11	1	1
繰入金	514	504	485	439	318	1,136	23	284	4	4
繰越金	170	130	135	116	145	139	182	146	139	139
諸収入	133	105	152	133	458	94	93	82	77	79
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三社からの貸付金返済額										
地方債	837	848	459	426	389	333	289	417	88	80
特別区財政調整交付金						314	248	248	88	80
歳 入 合 計	6,623	6,307	5,794	5,545	5,828	6,078	5,037	5,382	4,678	4,612
人件費 a	1,282	1,248	1,257	1,094	1,044	1,081	972	1,081	983	954
うち職員給	866	834	826	721	719	726	660	660	648	626
物件費 b	747	730	716	669	630	642	641	641	641	641
維持補修費 c	48	39	41	32	37	33	32	32	32	32
a + b + c = d	2,077	2,017	2,014	1,795	1,711	1,766	1,645	1,674	1,658	1,627
扶助費	444	514	567	592	575	656	659	705	716	726
補助費等	687	720	700	687	685	658	874	683	608	608
うち公営企業(法適)に対するもの	2	2	2							
普通建設事業費	963	668	317	255	267	306	274	525	277	314
うち補助事業費	376	211	37	19	22	45	19	119	18	18
うち単独事業費	587	457	280	236	245	261	255	406	259	296
災害復旧事業費	10	52	23	27	20		9	147		
失業対策事業費	481	452	385	323	498	99	66	74	74	74
公債費	1,176	1,138	991	944	894	1,761	672	886	550	539
うち元金償還分	928	920	798	775	743	1,625	568	792	476	472
積立金	271	152	223	311	556	170	209	31	134	129
貸付金	4	1				110	53	47	39	54
うち特別会計への貸付金								4		
うち公社、三社への貸付金										
繰出金	381	425	458	467	483	480	475	514	522	530
うち公営企業(法非適)に対するもの										
その他		32								
歳 出 合 計	6,494	6,171	5,678	5,401	5,689	5,896	4,883	5,243	4,539	4,473

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前々年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
形式収支	130	135	116	145	139	182	154	139	139	139
実質収支	130	135	116	145	139	139	139	139	139	139
標準財政規模	3,745	3,480	3,443	3,477	3,413	3,348	3,332	3,271	3,255	3,188
財政力指数	0.32	0.33	0.35	0.36	0.37	0.38	0.39	0.39	0.41	0.41
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	99.3	102.2	100.4	99.8	101.1	102.1	96.3	95.8	94.2	96.0
実質公債費比率 (%)	—	—	—	15.3	14.6	14.7	12.7	10.5	7.9	7.1
地方債現在高	7,706	7,633	7,296	6,947	6,594	5,302	5,022	4,647	4,259	3,867
積立金現在高	2,694	2,342	2,080	1,957	2,195	1,230	1,415	1,162	1,292	1,417
財政調整基金	339	270	351	440	350	181	361	106	204	287
減債基金	65	59	57	57	56	6	5	5	5	5
その他特定目的基金	2,290	2,013	1,672	1,460	1,789	1,043	1,049	1,051	1,083	1,125

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	行政改革推進法では、平成22年度までの5年間で、職員数を4.6%以上削減することを目標数値として掲げているが、本町においては、今後の財政予測を考慮すると、更なる人件費の削減が避けて通れない状況であるため、平成18年5月策定の「桂川町第4次行政改革大綱」で約10%の削減目標を掲げている。これにより、「Ⅱ財政状況の分析」の「課題②」に対する効果として、約4億9千万円の人件費削減を見込んでいる。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年5月29日に集中改革プラン（桂川町第4次行政改革大綱）を策定し、総職員については、平成17年4月現在135人を平成22年4月現在で125人と、7.4%の純減することを目標設定している。なお、平成19年4月現在で131人と、3.0%の純減を達成している。今後は、いわゆる「団塊の世代」の職員が退職していく中で、新規採用を退職者の概ね半数に控える計画であるので、目標値を上回る効果があるものと思われる。
○ 給与のあり方	本町の職員給与制度は、国家公務員に準じており、今後も国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与構造の見直しを図るとともに、必要な措置を講じていく。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成17年改正法（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律）の施行により、公務員給与が抜本的に見直され、本町においても改正法に基づき、平成18年4月1日に俸給の切替等を実施している。今後も、国家公務員の給与構造に準じた給与体系を構築していく。 地域手当については、支給地域に該当していないため、支給していない。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	技能労務職員についても、上記と同様に平成18年4月1日に俸給の切替等を実施しているが、その時点では、技能労務職員も一般職給与表（行一）を適用していた。しかし、職員給与の適正化を図るため、平成19年4月1日より労務職給与表（行二）の適用を実施し、現在、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、適正な給与制度・運用となるように、条例の整備等を行っている。 技能労務職員給与の見直しの取組方針の策定、公表については、平成19年度中を目途に実施する予定である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	退職時特昇制度については、平成18年3月31日に廃止している。 退職手当については、福岡県市町村退職手当組合に加入し、組合規定に則った支給を行っている。
◇ 福利厚生事業のあり方	本町は（社）福岡県市町村福祉協会に加入し、福利厚生事業を実施している。負担金については、平成19年4月1日から事業主負担割合が1,000分の4から1,000分の3.5に減額されている。 また、町互助会への助成金については、平成15年度の21,000円/人を毎年度削減し、平成19年度では11,000円/人にまで減額している。当該成果については、必要に応じて行政改革の進捗状況に含めて公表していく。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	事務・事業の見直しに当たり、官営に拘らず、指定管理者制度の導入等の民間委託も積極的に検討し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、トータルコストの縮減に努める。
○ 物件費の削減	物件費の削減については、「桂川町第4次行政改革大綱」において、旅費における日当の廃止、交際費や需用費の削減の他、特に各種委託料の見直し（委託方法、業務内容、費用対効果、行政関与の必要性等）を行い、大枠として10%縮減を指標として設定し、歳出削減の柱の1つとしている。大綱の計画期間経過後も、縮減努力を引き続き継続する。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	サービスの維持・向上と経費節減が可能となる業務について、保育業務、学校給食業務、公用車運転業務、浄水業務の民間委託等を将来に亘る行財政改革の大きな課題と位置付け、実現に向けた準備を進める。 施設管理については、指定管理者制度の導入とともに、施設の内容によっては、民間譲渡も視野に入れた検討を進める。 業務委託等の検討に当たっては、臨時職員の任用等と比較検討し、効果的な方法を選択する。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	「Ⅱ財政状況の分析」の「課題③」に対する施策として、行政代執行や差押物件のインターネット公売等、法的措置を含めた厳しい姿勢で取り組むよう検討する。また、管理職等で構成する特別滞納整理班の設置等の検討も進める。その他の歳入確保の手段として、町が造成し、平成15年に販売を開始した旭ヶ丘団地（全39区画中、残区画26区画。未処分価格183,424千円）を中心とした売却可能資産（土地等）の処分を、積極的に進める。
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	「Ⅱ財政状況の分析」の「課題⑤」に掲げているように、町土地開発公社については、経営状況は良好だが、投資的経費の抑制に伴い、事業用地の先行取得等、公社業務の必要性が薄れたため、行政改革の一環として早期解散の方向で準備を進める。解散後については、定款に基づき、保有資産（土地、現金）を町に帰属し、処分する。
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	行政改革については、平成17年9月26日の「桂川町行政改革推進委員会」の答申を受け、平成18年5月策定の「桂川町第4次行政改革大綱」に基づき、人件費や補助金等の削減、組織機構及び事務・事業の見直し等について、聖域のない徹底した行政改革に取り組んでいる。
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	上記の答申及び大綱に対する進捗状況について、「桂川町行政改革推進本部」（執行部、管理職で構成）で管理し、行政区長等に報告及び資料の配布等を実施している。今後、必要に応じて大綱の見直し等を行い、全ての進捗状況を、町広報誌やホームページ等を通じ、住民へ公表していく。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	職員給与と情報等について、公表内容の充実を図り、また透明性を高めるため、「地方公共団体給与情報等公表システム」による公表を実施している。国の様式による告示は勿論、町ホームページに掲載し、住民により分かりやすい情報を提供できるよう努める。
◇ 財政情報の開示	財政情報の開示については、国の指導に基づき、特別会計や関係する一部事務組合を含めた、総合的な財政情報の開示に取り組んでいる。また、町の広報誌やホームページを通じ、予算・決算等の財政状況について、住民に分かりやすく情報提供している。その他、各種団体への会合で財政状況について講演する等、直接住民への説明も実施している。
○ 公会計の整備	現在、総務省方式によるバランスシート（貸借対照表）は整備済であるが、公会計制度改革の流れに即し、「新地方公会計制度実務研究会報告書」を受け、内容を十分精査し、平成18年8月の地方行革新指針で要請された単体及び連結財務書類4表を整備し、同通知に従い、平成23年度を目途に、公表に向けて準備を進める。
○ 行政評価の導入	行政評価については、町自身の客観的な状況を把握し、今後の行政における課題への対応策を考察するための材料を提供する役割を担い、行政コストの削減、職員意識改革、成果重視の行政サービスの確立等を図る手段として認識している。過去、当初予算査定に導入した経緯はあるが、庁内評価であったため、今後、外部評価も含めた総合的な行政評価の導入に取り組む。
7 その他	「Ⅱ財政状況の分析」の「課題①」及び「課題④」に対する施策として、投資的経費に充当する起債の額を、普通交付税算定時に算出される、いわゆる留保財源の半分程度に抑制する。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う行政改革推進効果
1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の削減や人件費の総額の削減	計画期間中の職員数の純減を17人（削減率14.4%）としており、職員給の削減額は最終的に単年度で、1億1千9百万円を見込んでいる。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	計画期間中の投資的な地方債の発行は、単年度1億円以下とし、将来においても普通交付税留保財源額の半分以下とする。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	現在も公営企業会計に対する基準外繰出しは実施していない。今後もその方針である。
4 その他	これまでも物件費の削減並びに敬老年金及び生活保護世帯等越年越益見舞金や各種団体に対する補助金の見直しを実施し、今後も継続して削減に向けた取組を行う方針である。

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)		平成19年度 (計画前年度)	平成20年度 (計画前2年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前4年度)	平成23年度 (計画前5年度)	
	職員数	133	132	128	121	118		114 114	107 111	106 108	105 105	101 101	
	増減数	△3	△1	△4	△7	△3	△18	△4 △4	△7 △3	△1 △3	△1 △3	△4 △4	△17 △17
	職員数のうち一般行政職員数	116	115	111	105	103		99 99	93 97	93 95	93 93	89 89	
	増減数	△3	△1	△4	△6	△2	△16	△4 △4	△6 △2	△2 △2	△2 △2	△4 △4	△14 △14
	職員数のうち教育職員数	4	4	4	4	4		4 4	4 4	4 4	3 3	3 3	
	増減数										△1 △1		△1 △1
	職員数のうち警察職員数												
	増減数												
	職員数のうち消防職員数												
	増減数												
職員数のうち技能労働職員数	13	13	13	12	11		11 11	10 10	9 9	9 9	9 9		
増減数				△1	△1	△2		△1 △1	△1 △1			△2 △2	
実質公債費比率	-	-	-	-	16.0		14.7 15.3	12.7 14.6	10.5 14.6	7.9 14.4	7.1 14.0		
増減							△1.3 △0.7	△2.0 △0.6	△2.2 △0.3	△2.6 △0.2	△0.8 △0.5		
地方債現在高	7,706	7,633	7,296	6,947	6,594		5,302 5,289	5,022 4,965	4,647 4,675	4,259 4,244	3,867 3,811		
増減	△92	△73	△337	△349	△353	△1,204	△1,292 △1,305	△280 △324	△375 △290	△388 △431	△392 △433	△2,727 △2,783	
1	人件費（職員給）	866	834	826	721	719		726 717	660 707	660 686	648 665	626 637	
	改善額	32	65	72	177	179	525	28 28	77 49	84 70	91 91	119 119	399 357
1	人件費（町長等特別職の給与）		41	37	9	10		15 14	15 14	15 14	15 14		
	改善額			4	32	31	67	14 14	14 14	14 14	14 14		56 56
1	人件費（議員報酬手当）			69	47	39		43 5	43 5	43 5			
	改善額				22	30	52	5 5	5 5	5 5			15 5
4	行政管理経費（敬老年金及び生活保護世帯等越年越益見舞金）				41	15		11 11	11 7	11 7	7 7	7 7	
	改善額					26	26	4 4	4 8	4 8	8 8	8 8	28 36
4	行政管理経費（各種団体に対する補助金）			82	70	64		62 62	62 62	62 62	62 62	62 62	
	改善額				12	18	30	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	10 10
4	行政管理経費（経常的物件費）	664	657	631	605	580							
	改善額		7	33	59	84	183						
計画前5年間改善額 合計							883						508 464
改善額 合計													0.2

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保についても幅広く検討の上、記入すること。
 注2 「課題」欄については、「1」主な課題と取組及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 注3 改善額については、原則として、計画期間中（又は計画前5年間）の当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後の計画期間中（又は計画前5年間）も継続するものとして、各年度の改善額を計上すること。
 注4 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
 注5 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費（退職手当を除く。）その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。
 注6 3による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、17の当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。
 注7 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、1の「5 線上償還希望額」に記入した「旧貸付金運用部資金」の「線上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
 注8 必要に応じて行を追加して記入すること。